

土地改良区体制強化事業	事業主体 県 土地改良区 地方連合会 公募団体	所管課班 農村振興課 指導班 農村整備課 換地・用地班 (受益農地管理・換地関係のみ) 農村整備課 水利施設保全班 (基幹水利施設保全管理 技術向上研修のみ)
-------------	-------------------------------------	---

## 趣 旨

土地改良区自らが主体的に将来のあり方を検討するなどの地域の自助努力を促しつつ、本事業により、土地改良区の施設・財政管理の強化、受益農地管理の強化、統合整備の推進、研修・人材育成等の土地改良区の体制強化対策を実施する。

## 事業の内容

### 1 施設・財務管理強化対策

(1) 県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が行う施設・財務管理強化対策

#### ①管理運営体制強化委員会の設置

地方連合会が行う土地改良施設の診断・管理指導等の実施方針の策定や監査実務向上研修の内容の検討を行う。

#### ②土地改良施設の診断・管理指導の実施

管理専門指導員を配置し、定期的及び土地改良区等からの要請に基づいて、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・管理指導及び業務遂上必要な調査等を行う。

定期診断指導：ダム（ため池を含む。）、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設を対象施設とし、県内の土地改良施設の数等勘案の上、地方連合会が定める。

要請診断指導：定期診断指導の対象施設以外で、土地改良区等から特に診断・管理指導の要請があった土地改良施設を対象とする。

#### ③土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策

##### (ア) 土地改良相談業務事業

土地改良関係法令等に精通した地方連合会の職員及び学識経験者を相談指導員として配置し、土地改良区等からの相談に対応する。

##### (イ) 苦情・紛争対策専門家の委嘱

近年の複雑化・高度化する相談等に的確に対応するため、弁護士及び公認会計士等に相談業務を委嘱することができる。

#### ④財務管理強化に関する指導等

土地改良区等の財務状況の明確化・透明化を図るため、土地改良区等の複式簿記会計の有効活用等及びその他の会計経理の課題の解消に関する以下の事項を実施する。

なお、必要に応じて会計指導員（４の（１）の③に掲げる会計指導員）を活用する。

##### (ア) 複式簿記会計に関する巡回指導

管理運営体制強化委員会で策定した複式簿記会計指導計画に基づき現地において指導を行う。

##### (イ) 財務管理強化相談業務

土地改良区等からの電話・電子メール等による相談に対応できるよう財務管理強化相談窓口を設置する。

##### (ウ) 会計の専門家の配置

地方連合会に公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人のいずれかの会計の専門家を配置する。

##### (エ) 非補助土地改良事業推進支援

非補助土地改良事業の実施主体に対し、現地における推進指導を行う。

#### ⑤土地改良区再編促進モデル事業

地方連合会が土地改良区の会計事務処理体制の構築及び財務管理の強化を図るため、以下の事項を実施する。

(ア) 事務連合早期設立支援モデル構築

地区面積が300ha未満の土地改良区（以下「小規模土地改良区」という。）が、都道府県の区域ごとに会計事務を共同で行う土地改良区連合を設立し、小規模土地改良区の業務継続を支援するモデルを確立する。

(イ) 市町村単位での合併モデル構築

同一市町村内で隣接する小規模土地改良区の合併に向けた合意形成を行うため、関係土地改良区、関係団体等により構成される協議会を設置し、合併の合意形成を図るモデルを確立する。

## 2 受益農地管理強化対策

### (1) 公募団体が行う受益農地管理強化対策

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区等を対象に支障の内容や財産管理制度、所在等不明共有者の持分の取得及び譲渡並びに所有者不明土地管理制度活用上の課題、対応方策等について調査を行う。その調査結果を基に、財産管理制度活用マニュアルの作成や制度の普及・啓発を行う。

また、財産管理制度活用推進委員会を設置し、調査の項目、マニュアルの内容及び普及・啓発の検討を行う。

### (2) 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

#### ①受益農地管理強化委員会の設置

換地等技術向上研修の実実施計画の策定及び内容の検討を行う。

#### ②換地選定に関する指導

換地選定が未実施の地区について、市町村、土地改良区等の役職員及び換地委員に対して、当該地区の現地での基礎調査、換地設計基準の作成及び換地選定の指導を行う。また、当該地区のうち、換地選定について特に指導の必要性が認められる地区を重点指導地区に指定し、計画的に巡回指導を行う。

#### ③換地処分未了地区等の解消に関する指導

事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区について、早期の換地処分に資するため、次の支援を行う。

(ア) 換地処分未了地区等の実態把握

(イ) 換地処分未了地区等における換地処分促進の検討と指導方針の策定

(ウ) 換地処分未了地区等に対する指導等

#### ④財産管理制度等活用に関する指導

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じており、早期の換地処分又は土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消のために財産管理制度、所在等不明共有者の持分の取得及び譲渡並びに所有者不明土地管理制度の活用が有効とされる地区等を対象に、制度活用に向けた具体的な活用方針の検討や指導等を行う。

#### ⑤交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

交換分合を実施又は予定している事業主体等に対し、必要な助言・指導を行う。

また、農用地利用集積推進対策会議を設置し、ほ場整備等基盤整備事業が完了した地区において土地改良区等が行う農用地の利用集積活動に対する指導等の検討を行い、土地改良区等に対して農用地の利用集積に関する技術的指導等を行う。

### (3) 土地改良区が行う受益農地管理強化対策

土地改良区の受益地内に所有者不明農地等が存在することにより土地改良事業の実施に支障が生じている場合に、所有者不明農地等の解消を図るため、所在等不明共有者の持分の取得及び譲渡並びに所有者不明土地管理制度の活用に向けた取組を行う。

### 3 統合整備強化対策

(1) 土地改良区、市町村又は地方連合会（市町村又は地方連合会は③に限る）が行う統合再編整備事業

#### ①統合整備

統合整備に伴う統合整備計画の樹立や及び計画樹立に係る調査の実施、附帯施設整備の支援を行う。

#### 【事業要件】

##### (ア) I型地区

I型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a 運営基盤強化のため、統合整備を行うことにより、市町村との連携強化を図るとともに、土地改良事業の計画的推進、維持管理の合理化又は運営経費の節減を図るものであること。
- b 合併後の土地改良区の地区面積又は土地改良区連合の所属土地改良区の総地区面積（以下「統合整備後の土地改良区等の地区面積」という。）がおおむね3,000ha以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。
- c その役員の数、原則として、一定期間（吸収合併にあつては残任期間、新設合併にあつてはおおむね3年間）経過後は別表の基準に適合させること。
- d 合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が4地区以上であること。

ただし、合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が3地区以下の場合であっても、そのうち2地区以上が各々おおむね1,000ha以上である場合は実施できるものとする。

##### (イ) II型地区

II型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア)のa及びcに掲げる要件。
- b 統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね1,000ha以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。

##### (ウ) III型地区

III型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア)のaに掲げる要件。
- b 合併又は土地改良区連合の設立を行う地区にあつては、統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位となる土地改良区であり、その役員の数、原則として、一定期間（吸収合併にあつては残任期間、新設合併にあつてはおおむね2年間）経過後は別表の基準に適合させること。
- c 合同事務所を設置する地区にあつては、合同事務所を設置する土地改良区等の総地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位となる区域内の全土地改良区等が合同事務所を設置するものであり、関係土地改良区等の業務運営が合理化・簡素化すること。

別表

#### 「土地改良区の合併後の役員定数削減目標基準」

合併後の役員定数については、合併後の面積規模別又は合併土地改良区数別に設けた次表のいずれか少ない方を目標とする。

合併後の面積規模別による基準		合併土地改良区数別による基準	
面積規模	目標役員定数	合併土地改良区数	目標役員定数
500ha未満	15人以下	2地区	合併前役員定数の単純計 ×2/3以下
500～1,000ha	20人以下	3～4地区	合併前役員定数の単純計

1、000～5、000 ha	25人以下	5 地区以上	×1/2以下 合併前役員定数の単純計 ×2/5以下
5、000ha以上	30人以下		

統合整備を実施しようとする土地改良区等は、県知事の承認を受けること。県知事はこれを承認するにあたり地方農政局長と協議するものとする。

## ②管理再編整備

集落管理組織機能の低下、農業用排水路ごとの農業用水の過不足等の状況を踏まえた適正な管理又は中山間地域等の条件不利地域であって施設管理組織が形成されていない地域における地域農業の振興を図るため、土地改良区が行う管理再編整備計画の樹立や附帯施設整備の支援を行う。

### 【事業要件】

地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位の土地改良区であること。

管理再編整備を実施しようとする土地改良区は県知事に承認を受けること。県知事はこれを承認するにあたり、地方農政局長へ協議するものとする。

## ③土地利用再編整備

中山間地域等の条件不利地域であって、土地利用の変化に伴い土地改良区の業務再編が必要となる場合に、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行うものとする。

(ア) 土地利用再編整備の対象とする土地改良区は、地区面積がおおむね300ha未満の土地改良区であるものとする。

(イ) (ア)に該当する土地改良区で土地利用再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(ウ) 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

(エ) 地方農政局長は、(ウ)の協議に当たっては、承認を受けようとする土地改良区における土地利用状況、土地改良施設の管理状況、集落管理組織の活動状況等を考慮するものとする。

## (2) 県が行う統合整備重点指導地区に対する指導

### ①統合整備推進委員会の設置

統合整備推進委員会を設置し、統合整備基本計画等の達成のため特に重点的に指導を必要とする統合整備重点指導地区の課題、推進方針について検討し、これを取りまとめ、統合整備推進計画を策定する。

### ②県による指導

統合整備推進委員会における検討状況を踏まえ、統合整備重点指導地区に対し、統合整備の推進のため指導・助言を行う。

## 4 研修・人材育成

### (1) 公募団体が行う研修・人材育成

#### ①統合整備推進研修

土地改良区の統合整備を推進するリーダーの育成を図るため研修を実施する。

#### ②施設管理研修

土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等の資質向上を図るため研修を

実施する。

また、土地改良施設の診断・管理指導等に基づき実施される整備補修について、先進技術の導入やコスト低減等の整備補修事例による技術の共有化を図るため土地改良施設の整備補修事例検討会を行う。

さらに、農業用水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、土地改良区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者や維持管理及び会計運営に携わる技術者の育成を図るための研修を行う。

#### ③会計指導員育成研修

1 (1) ④ (ア) の巡回指導、1 (1) ④ (イ) の財務管理強化相談業務及び土地改良区等の指導監査を行う会計指導員を育成するため、地方連合会職員並びに土地改良区等及び国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務経験者等を対象に、土地改良区等の財務管理強化に関する専門的な研修（試験を含む。）を実施する。

#### ④換地関係異議紛争処理実務研修

土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため、既往の異議紛争事例等を活用し、異議紛争等の解決を促進する研修を実施するとともに、地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行う。

### (2) 地方連合会が行う研修・人材育成

#### ①技術実践向上研修

土地改良区の役職員等に対して、技術力向上に資するため、農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識を習得する研修を行う。

#### ②基幹水利施設保全管理技術向上研修

基幹水利施設の計画的な点検・整備を通じて行う機能診断及び機能保全計画策定等に関する管理技術について施設の日常管理に携わる施設管理者の技術力向上を図るため、現地指導等を実施するもの

(ア) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。

(イ) 施設の機能保全に関すること。

(ウ) 施設に係る災害・事故等のリスク管理に関すること。

対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理している基幹水利施設で農村振興局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が5点以上の施設及びこれと併せて一体的な管理を行う必要のある水路又はその他施設とする。

#### ③監査実務等向上研修

土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等を対象とした監査・内部点検の実務及び非補助土地改良事業の活用実務に関する研修を実施する。

#### ④換地等技術向上研修

(ア) 換地事務に関する研修

管理強化委員会で定められた年間研修計画に基づき、下記に掲げる研修を実施する。

##### a 新規担当者研修

新規に換地事務を担当する市町村、地方連合会及び土地改良区等の職員に対する研修

##### b 換地計画実務研修

換地事務に従事している換地技術者等に対する研修

##### c 換地委員等実務研修

換地を伴う土地改良事業の着工（予定）地区の換地委員（準備委員）、事業推進委員、土地改良区等の役員及び地域のリーダー等に対する研修

(イ) 交換分合に関する研修

交換分合の実務に携わる職員等を対象として、実務研修・講習を実施する。

#### ⑤基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

(ア) 農業水利施設の管理者に対し、省エネルギー化の推進のための現地指導等を行うも

のとする

(イ) (ア) の研修を実施しようとする地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認をうけるものとする。

(ウ) 都道府県知事は、これを承認するに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

なお、協議に当たっては、農業農村整備事業に関する基幹水利施設省エネルギー技術実践向上研修を行うことにより、施設管理者の省エネルギー化の推進に必要となる技術力の向上が見込まれることを考慮するものとする。

---

### 事業主体

1 (1) ・ 2 (2) ・ 4 (2) は地方連合会、2 (3) は土地改良区、3 (1) は土地改良区、市町村又は地方連合会（市町村又は地方連合会は3 (1)③に限る）3 (2) は県、2 (1) ・ 4 (1) は公募団体

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	土地改良区体制強化事業 1～4 (ただし、下記を除く。)	50	50		
	” 1 (1) ④ーア・ウ、⑤ーイ、 2 (1) 4 (1)	定額	—		